

宮城舞台技術者協会 令和6年度 第3回理事会 議事録

日時	2024 年 8 月 21 日 17 時 30 分 ～ 18 時 10 分	場所	亜門 仙台うまいもん個室居酒屋
議題	・10月、12月のサロン開催内容について ・芸術銀河事業 参加、開催について		

出席者	岸浪行雄 菊地孝 菊地孝 関紀子 梅内久仁生 伊藤幸夫（事務局長） 斎藤環江（事務局） 理事、監事、事務局 7 名		
決定事項	●10月サロン内容について 多くの現場が重なっており、集まるのは難しいと思われるため、開催中止とする。 ●12月サロン内容について 芸術銀河として開催。安全講習会を開催予定。		
議事内容	■10月サロンについて 10月は、現状として、各社大変忙しい状況となっており、開催は難しいと判断される。 よって、理事会並びにサロンの開催は中止とする。 ■12月サロンについて →公演廃棄釘等の細かい仕訳を行い、その流れで、懇親会とするか？ →当初は、年明けの1～2月で、予定していたが、芸術銀河をここにぶつけるか？ →芸術銀河のための講師を都内の関係各所に打診をしていたところ、例年、1～2月に、地域講座や舞台技能検定等が重なり、お忙しいとのこと。9～12月の講師依頼であれば、受諾していただけるとの話があった。 以上のことから、懇親会よりも、芸術銀河事業を12月サロンにぶつける形でどうだろうか？ →全員、承諾。 →日程として、12/6～17の土日を除いた日程で、先方に確認をします。 →以前から話が出ていた、「舞台安全管理」についての講習会を開催予定。 →協会だけでなく、専門学校の学生さんにも参加していただく。 →参加学生には、当協会の企業情報等をまとめた資料等お渡しできると良いのでは？		

■その他

●公演廃棄釘等の回収について

→ 12月に集まって、会員で仕分け作業を行うのはどうか。社会貢献の意味としても理にかなっているのでは？

→ 一度、参加希望者を募る。もし、誰も都合が合わないようであれば、例年通りの回収とする。

●11月1日からスタートとなる「フリーランス・事業者間取引適正化等法」について

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）（令和5年度法律第25号。

以下「法」という。）が令和5年4月28日に可決成立し、同年5月12日に公布されました。法は令和6年11月1日に施行されます。

個人で働くフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し、業務委託をした際の取引条件の明示、給付を受領した日から

原則60日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制整備等が義務付けられます。法の取引の適正化に係る規定については

主に公正取引委員会及び中小企業庁が、就業環境の整備に係る規定については主に厚生労働省がそれぞれ執行を担います。

法の内容等については、厚生労働省HPをご確認ください。

前回の芸術銀河にて、勉強したように、フリーランス法が11月1日より、スタートします。

すっかり忘れてしまい不安な方等の声も聞かれることから、年度明けの総会等とあわせて、再度講習会等行ったらどうだろうか？

→ 会員以外のフリーランスの方にも声がけして、参加していただくのはどうだろうか？

→ こちらの講師等の打診についても進めていく。

→ 次回の理事会等でも、引き続き、話ができればと思います。